

第6次ふじのくに
ユニバーサルデザイン
推 進 計 画

(2022年度～2025年度)

静 岡 県

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 ユニバーサルデザインとは	1
2 計画の目指す姿	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	1

第2章 計画の評価・課題

1 ユニバーサルデザインを取り巻く環境	2
(1) ユニバーサルデザインに関連する法制度の整備	2
2 静岡県のこれまでの取組と第5次計画	7
(1) ユニバーサルデザインの導入からこれまでの20年のあゆみ	7
3 社会環境の変化	15
4 今後の課題	17

第3章 計画の取組視点と施策体系

1 これからの取組の視点	18
(1) 心のUDの促進	18
(2) SDGsの観点を踏まえた推進	19
(3) ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承	19
2 施策体系	21
(1) 施策分類	21
(2) 指標	23

第4章 推進施策

1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり	24
(1) 一人ひとりが実践できる人づくり	24
(2) すべての人が社会参加できる土壌づくり	26
2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供	29
(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供	29
(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供	30
(3) 使いやすく魅力あるものづくり	32
3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり	34
(1) 利用しやすく配慮された施設等の整備	34

(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備	35
--------------------------	----

第5章 計画の推進

1 推進体制	37
2 進行管理など	37

第6章 参考資料

1 指標一覧	39
2 計画に掲げる施策とSDGsの関係	40
3 取組・成果事例	42
(1) ハート分野の取組	42
(2) ソフト分野の取組	47
(3) ハード分野の取組	52
4 ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピック開催地の取組	56
(1) ハート分野の取組	56
(2) ソフト分野の取組	57
(3) ハード分野の取組	58

※この計画書は、見やすさ・読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを使用しています。

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画概要

～すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い、思いやりあふれる「美しいふじのくに」づくり～

1 策定趣旨

- ・2000年度を始期とする第1次行動計画を策定し、現在の第5次計画(2018年度～2021年度)に至るまで、約20年間で、多方面にわたる取り組みを実施
- ・ハード・ソフト分野の3つの分野を柱としたこれまでの取組を継続するとともに、ユニバーサルデザインを取り巻く社会環境の変化に対応するため、2022年度を始期とする新たなユニバーサルデザイン施策の推進に関する計画を策定

2 目指す姿

高齢者、障害のある人、外国人など、様々な特性や考え方を持つすべての人が、誰にでも利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境に暮らしながら、お互いを理解し自由な行動を認め合う共生社会を目指す。

3 位置づけ

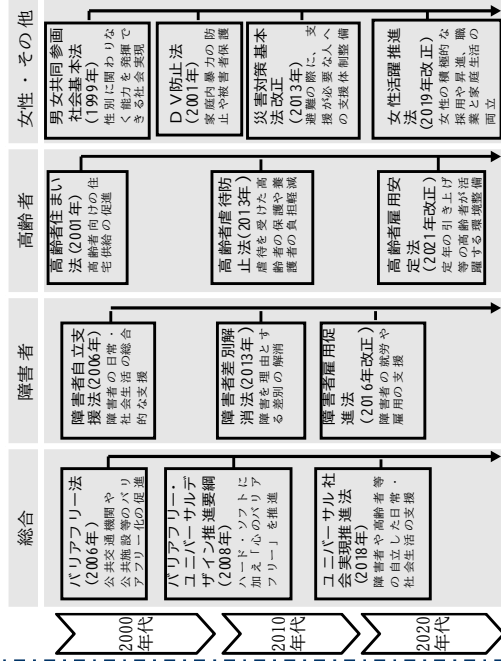
静岡県の新ビジョン(総合計画)の特定課題に対応する分野別計画

4 計画期間

2022年(令和4)年度～2025(令和7)年度

5 ユニバーサルデザインに関する主な法制度

UDを理念とした法令の制改定は一定程度進展



6 これまでの20年の取組

全国で初めてUDの理念を県政に導入し、一定程度進展

項目	2004年	2009年	2020年
県民のユニバーサルデザインを知っている人の割合(意味まで知っている人)	5.0%	59.1%	(2020年)
県内の乗降客数3,000人/日以上の駅でのユニバーサルデザイン化の割合	43.6%	92.5%	(2020年)
県営住宅へのユニバーサルデザイン導入の割合	20.7%	60.0%	(2020年)
県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	34.3%	50.8%	(2020年)
外国語ボランティア登録者数	876人	1,444人	(2020年)

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

年齢、性別、能力、言語、考え方など人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていくこととする考え方

「誰一人取り残さない」
すべての人のためのデザイン

7 社会環境の変化

- ・少子高齢化、障害のある人の増加、外国人等の増加
65歳以上：67万人(2000年) → 110万人(2019年)
身体障害者：106,255人(2000年) → 121,609人(2020年)
在住外国人：68,207人(2000年) → 99,629人(2020年)
- ・デジタル化の進展
→ 利用者の利便性向上、デジタルデバイスでの顕在化
スマートフォンの世帯保有率：9.7%(2010年) → 86.8%(2020年)
- ・SDGsの社会的関心の高まり
民間企業における認知度：9.4%、取組を始めている企業：61.6%
- ・オリンピック・パラリンピックの開催
伊豆半島、東部地域におけるオリパラ開催
- ・性の多様性に対する社会的な認知度の向上
- ・コロナ感染拡大による生活様式の変化、社会の不寛容さの顕在化

8 策定の視点

心のUDの促進

- ・ハード・ソフト分野は、法制度によりUD化が一定程度進展
- ・一方で、誰もが思いやりをもって共生社会づくりを進めるハード分野が重要
- ・このため、ハード・ソフト分野の基礎となる思いやりの心とハード・ソフト分野を補完する支え合いの行動を促進

SDGsの観点からの促進

- ・SDGsの理念、「誰一人取り残さない」は、ユニバーサルデザインの「すべての人のためのデザイン」と共通
- ・また、ユニバーサルデザインの取組はSDGs達成に貢献
- ・SDGsへの社会的な関心の高まりからユニバーサルデザインへの関心を喚起

ラクベアワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承

- ・世界的イベント開催に向けて施設整備やおもてなし方向上など多方面でUDが進んだ環境をレガシーとして継承
- ・障害のある人が活躍する姿を多くの人が見て多様性尊重の機運が向上したことで心のUDを普及拡大

9 推進施策体系

<ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

- ① 一人ひとりが実践できる人づくり
- ② 理念の普及
- ③ 心のUDの促進
- (2) すべての人が社会参加できる土壌づくり
- ① 社会参加を促す仕組みの整備
- ② 社会における理解の促進

<ソフ>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

- (1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供
 - ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供
 - ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供
- (2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供
 - ① 利用者の立場に立った行政対応
 - ② すべての人に配慮した災害時の対応
- (3) 使いやすい魅力あるものづくり
 - ① 製品開発の促進
 - ② 製品の利用促進

<ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすい配慮された施設等の整備
 - ① 快適に利用できる建物・公園等の整備
 - ② 暮らしやすい住宅の整備
- (2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備
 - ① 安全で快適に移動できる道路等の整備
 - ② 移動しやすい公共交通機関の整備

第1章 計画の基本的な考え方

1 ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインは、「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、年齢、性別、能力、言語、考え方など、人々が持つ様々な違いを認め合い、はじめから、すべての人に配慮して、建築、施設、製品、環境、社会の仕組み等をデザインしていこうとする考え方です。

2 計画の目指す姿

～ 目標 ～

すべての人が自由に活動でき、お互いを認め合い
思いやりあふれる「美しい“ふじのくに”」づくり

高齢者、障害のある人、外国人など静岡県内に暮らす人や県を訪れる人は、一人ひとりが多様な特性や考え方を持っています。利用しやすい建物や設備、製品やサービスが整った環境で誰もが自由に活動できるとともに、県民一人ひとりがお互いを理解し思いやりのある行動ができる共生社会を目指していきます。

3 計画の位置付け

この計画は、静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」のもと、各政策分野において取り組む施策・取組を網羅的かつ具体的に示した分野別計画で、県のユニバーサルデザインに関する施策の方向性を分野横断的に示すものです。

4 計画の期間

計画の期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

1 ユニバーサルデザインを取り巻く環境

静岡県は、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、1999年度に全国で初めてユニバーサルデザインの理念を県政全般に導入し、すべての行政分野で取組を推進してきました。この計画を策定するに当たり、現状と課題を把握し、今後の施策の方向性を打ち出すため、その間のユニバーサルデザインを取り巻く環境を振り返りました。

(1) ユニバーサルデザインに関連する法制度の整備

この約20年の間に、次のようにユニバーサルデザインに関連する様々な法制度が整備されてきた結果、様々な分野でユニバーサルデザイン化が進みました。

ア ユニバーサルデザインの総合的な推進に関するもの

ユニバーサルデザインに関する施策を総合的に推進するため、要綱や法律等によって、方針が示されてきました。

2004年に、関係閣僚会議において「バリアフリー化推進要綱」（2006年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する要綱」に改正）が策定されました。

2017年には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が閣議決定されました。

さらに、2018年には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸政策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が施行されています。

イ 建築物や公共交通機関等のバリアフリーの推進に関するもの

あらゆる人が自由に移動、活動できるように、特に高齢者や障害のある人の不便を解消するために、不特定多数の人が利用する施設や公共交通機関等を整備する法律などが制定されてきました。

2005年に国土交通省が「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、政策を推進していくこととしました。

2006年には、いわゆるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されま

した。高齢者、障害のある人、妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある人などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するものです。公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、特定の建築物、道路、路外駐車場、都市公園を新しく建設、導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけています。既存のこれらの施設等については、基準適合するように努力義務が課されています。

なお、バリアフリー法については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした共生社会実現の必要性を背景に、2018年及び2020年に一部改正が行われました。「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」が明確化され、鉄道を利用する人などによる声かけ等、高齢者・障害者等への支援が明記されるとともに、公共交通安全事業者等による段差解消や障害者用トイレの設置等のハード面と旅客支援や情報提供等のソフト面の一体的な取組の推進等が盛り込まれました。

ウ 障害のある人に関するもの

障害のある人への差別をなくし、障害のある人の自立した生活の確保や社会参加の促進を図るために、次のような法律が制定されてきました。

2006年に「障害者自立支援法」（2013年に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に名称変更）が施行されました。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を講ずることになっています。

また、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年から施行されました。この法律は、国の行政機関や地方公共団体等及び事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するものです。2021年の一部改正により、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が努力義務であったところが義務化されました（施行は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から）。

雇用の面では、身体障害者雇用促進法から改称された、障害者の職業生活において自

立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」があります。同法によって、国・地方公共団体や民間企業等において障害のある人の雇用に義務づけられています。障害者雇用率は段階的に引き上げられており、2021年3月以降、国・地方公共団体が2.6%、民間企業が2.3%となりました。対象となる障害は、当初は身体障害のみでしたが、1998年に知的障害、2018年にそううつ病や統合失調症などの精神障害が加わりました。2016年からは募集、配置、昇進、賃金等における障害者の差別が全面的に禁止されたほか、2020年からは国や地方自治体が率先して障害者を雇用する責務の明確化、短時間労働（週20時間未満）の障害者の雇用促進等が盛り込まれ、障害のある人の社会参加を確実に進めるものとなっています。

エ 高齢者に関するもの

高齢者に関する法制度については、福祉・医療・雇用・年金など、様々な法律があり、高齢者の生活を支えています。

特に福祉に着目すると、従来から、高齢者の心身の健康の保持や生活の安定を目的とした「老人福祉法」がありました。その後、急速に高齢化が進展するとともに、核家族化により家族の介護機能が低下し、高齢者の介護が社会的な問題となってきたことから、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして、2000年から「介護保険法」が施行されました。同法は2014年の一部改正により、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築することとなりました。

また、雇用の面では、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」により、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備が図られてきました。2021年からは、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年引き上げ、定年制の廃止、70歳までの継続雇用制度の導入等が事業主の努力義務となり、エイジレスに働く環境整備が進んでいます。

そのほか、高齢者を取り巻く問題に対しては多方面から法制度が整備されており、2001年に施行された「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」や2006年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高

齡者虐待防止法)」があります。

オ 女性に関するもの

女性の社会におけるあらゆる分野での平等や社会参加を図るため、次のような法律が制定されてきました。

1999年に、性別にかかわらず、社会参画の機会の確保により、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに責任も担う社会を実現することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行されました。基本理念に、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、国や地方公共団体、国民の責務を定めています。

また、雇用では、労働基準法により賃金の差別が禁止されていましたが、1999年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が改正され、募集・配置・昇進などでの差別の禁止が、それまでの努力規定から禁止規定となりました。同法は、それ以降も改正され、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの禁止や2020年の改正では、職場のパワーハラスメント防止が義務付けられています。

さらに、2015年には、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の積極的な採用、昇進や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備等を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されています。

そのほかにも、女性の自由や安全を確保するため、2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、家庭内での暴力やつきまといなどのストーカー行為への対応が進められました。

カ その他ユニバーサルデザインに関連する様々な法制度

これまで挙げたもの以外にも、2000年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育啓発推進法)」は、教育や啓発活動によって人権を尊重する社会の実現を目指しており、すべての人の立場を考えてデザインするユニバーサルデザインの理念に通じ、ユニバーサルデザインの推進に資するものだと考えられます。

また、「災害対策基本法」は1961年に制定され、国土や国民を災害から保護するため

に防災や災害対策の基本を定めています。2013年の改正では、被災者が一定期間生活するための学校等の避難所のほかに、災害発生時の一時的な緊急避難場所を指定しておくことや、避難の時に配慮が必要な高齢者や障害者の名簿を作成するために個人情報利用を許可し、非常時に消防団や民生委員などへ情報を提供することを可能にすることが盛り込まれました。より一層様々な人に配慮した対策が講じられることとなり、ユニバーサルデザインを実践するものと言えます。

そのほか、観光に関するものとして、2008年に施行された「エコツーリズム推進法」があります。法律の制定には、身近な環境についての保護意識の高まりや自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりから、従来のパッケージ・通過型の観光とは異なり、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が推進されるようになった背景がありました。この法律は、単に観光振興のみを目的としているのではなく、自然環境の保全に配慮しながら、地域振興や環境教育についても推進を図るものであり、様々な立場の人にとって有益な枠組みを作ろうとする点がユニバーサルデザインだと言えます。

以上のように、ユニバーサルデザインと関連する法制度は多岐にわたり、数多くあります。広い意味での行政の目的が住民の福祉の向上だとすれば、すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）であるユニバーサルデザインは、ほぼ全ての行政の分野に関わるものと言えるのではないかと思います。

2 静岡県のこれまでの取組と第5次計画

(1) ユニバーサルデザインの導入からこれまでの20年のあゆみ

以前から、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、「バリアフリー」という言葉が使用されてきました。元々は建築用語として登場し、建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いが強いものでしたが、現在は、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味でも用いられています。

バリアフリーが障害によりもたらされるバリアに対処するとの考え方であるのに対し、新たなバリアを作らないよう、あらかじめ多様な人々に配慮してデザインするのが「ユニバーサルデザイン」です。

静岡県では、ユニバーサルデザインの推進に当たっては、第1次(2000年度～2004年度)から第5次(2018年度～2021年度)までユニバーサルデザインに関する計画を策定し、それに沿って施策を進めてきました。第5次の計画では、ハード、ソフト、ハートの3つの分野で推進してきました。今回の第6次の計画を策定するに当たり、3つの分野ごとに、取組を始めてからの約20年のあゆみを振り返るとともに、第5次の計画を評価しました。

ア ハード分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

様々な人の社会参加の機会が増加する中で、誰もが安全で安心して活動できる生活空間の形成がますます重要になることから、ユニバーサルデザインを導入した建物・公園・道路等の整備を積極的に進めてきました。県が本格的にユニバーサルデザインの推進に取り組み始めた1999年に「ユニバーサルデザインに基づく公共建築物の企画設計の考え方」(2001年に「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」に名称変更)を策定し、県有施設への導入をはじめ、市町有施設や民間施設への普及を図るとともに、快適な歩行空間の整備や公共交通機関への導入を促進してきました。

その結果、県が設置した施設では、県立の高等学校や特別支援学校、小笠山総合運動公園(エコパ)、県立静岡がんセンター、富士山静岡空港、ふじのくに千本松フォーラム(プラサヴェルデ)、静岡県草薙総合運動場体育館(このはなアリーナ)、静岡県富士山世界遺産センター、日本平夢テラスなどにユニバーサルデザインを導入しました。また、歩道整備における段差の解消や十分なすれ違い幅の確保、分かりや

すい道路標識等の整備、バリアフリー対応の信号機等の整備なども着実に進んでいます。県営住宅における段差の解消やエレベーターの設置等のユニバーサルデザインの導入率は、20.7%（2004年）から60.0%（2020年）に上昇しました。そのほか、鉄道駅へのエレベーター等の設置、バス路線の維持、超低床ノンステップバスの導入等について、事業者や市町に対する補助を行いました。主要駅のユニバーサルデザイン化の割合は、43.6%（2003年）から92.5%（2020年）に上昇しています。

(イ) 前計画の評価と課題 【ハード】 誰もが快適で過ごしやすいまちづくり

① 評価

前計画では、「利用しやすく配慮された施設等の整備」及び「安全で利用しやすい歩行空間や交通機関の整備」の観点から、県有施設をはじめとする建物、公園、住宅、道路、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化などに取り組みました。特に県内のオリンピック・パラリンピック開催地において、道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めました。

具体的には、県が設置した施設では、富士山静岡空港や日本平夢テラス、静岡社会健康医学大学院大学などで、多機能トイレや点字誘導ブロックの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しました。オリンピック・パラリンピック開催地については、沼津小山線（御殿場駅周辺地区）等の歩道の整備、歩道の段差、勾配の解消を行いました。そのほか、御殿場線岩波駅や東海道線御厨駅の障害者対応型エレベーター及び多機能トイレ等の整備への補助を行いました。

指標では、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は、ほぼ横ばいとなっており、「通学路合同点検等に基づく対策実施率」については、目標に向けて順調に推移しています。

指標		基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外 誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合	49.5%	75.0%	50.5%	C
活動指標	維持目標以外 通学路合同点検等に基づく対策実施率	56.3%	100%	85.1%	○

※評価の方法は静岡県の新ビジョン(総合計画)と同様です。詳細は14ページの

「指標の評価区分の見方」を参照。ソフト及びハード分野も同様。

② 課題

公共建築物や公園、住宅、公共交通機関、道路等の整備において、ユニバーサルデザインを着実に導入していくことで、誰もが快適に利用し暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

また、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」が低い要因としては、高齢者や障害のある人の社会参加の機会が増える等により、よりユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりへのニーズが高まったことなどが考えられます。そのため、ハードの分野の整備を進めるとともに、困っている人がいたら手助けするといった心のUDを促進していくことが必要です。

イ ソフト分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

誰もが暮らしやすい社会を実現するためには、建物や道路等の整備といったハード分野だけでなく、製品やサービス、情報の提供といったソフト分野においてもユニバーサルデザインを取り入れることが必要です。

そのため、県は工業技術研究所にユニバーサルデザイン科を設置し、民間との共同研究による製品開発（高齢者や視覚障害者でも使いやすい浴室用リモコン等）や企業の研究開発支援に取り組んできました。そのほか、アイデア・ヒント集の制作、「グッドデザインしずおか」による優れた製品等の顕彰、ふじのくにUD特派員の取材による先進事例の紹介などにより、企業における製品開発や製品利用の促進を図ってきました。県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合は、34.3%（2003年）から50.8%（2020年）に上昇しています。

また、分かりやすい印刷物作成のためのガイドラインを策定し、県で発行するパンフレット等の印刷物についてユニバーサルデザインの観点から見やすさに配慮しています。同時に、県のホームページについては、ウェブアクセシビリティ指針を策定し、音声読み上げや文字の大きさ・色合いの変更機能を追加しています。その他、分かりやすい案内標示・サインの整備、外国人のための「やさしい日本語」及び多言語表記、視覚障害や聴覚障害がある人のための多様な媒体の活用など、情報提供の面でもユニバーサルデザインに配慮してきました。

(イ) 前計画の評価と課題 【ソフト】 優しく魅力的なサービス・情報や製品の提供

① 評価

前計画では、「おもてなしの心あふれるサービス・情報の提供」、「利用しやすい行政サービスの提供」及び「使いやすく魅力あるものづくり」の観点から、観光・商業・情報分野におけるユニバーサルデザイン、行政サービスの利便性の向上、すべての人に配慮した災害時の対応、ユニバーサルデザインに配慮した製品の開発及び利用の促進に取り組みました。

具体的には、「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」による学生視点で、オリンピック・パラリンピックの開催地をはじめとする県内の企業・団体等の取組事例の取材を通じた情報発信などを行いました。2020年度は、新たにユニバーサルデザインの専門家等の投稿を発信しました。

指標では、「県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合」は、2019年度の調査で約5割となっています。「工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数」については、2020年度は、新型コロナウイルスの影響により技術指導・相談件数が減少し、目標を下回りましたが、他の年度はいずれも目標値に近い500件前後の実績で推移しています。

指標			基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外	県内企業、団体等のユニバーサルデザインへの取組割合	45.9%	55.0%	(2018) 50.8%	(2018) B
活動指標	維持目標	工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	496件 ／年	500件 ／年	366件 ／年	●

② 課題

県内企業・団体等に対する調査では、約7割の県内企業・団体等がユニバーサルデザインの取組の必要性は理解していると結果が出ていますが、実践につながらない主な理由として、ユニバーサルデザインの取り入れ方が分からないことが挙げられています。

今後は、企業・団体等に向けた情報発信に加え、企業・団体等のニーズに応じた講座の実施等により、ユニバーサルデザインへの理解と導入に向けた取組の促進

を図る必要があります。ユニバーサルデザイン関連の研究開発を行う企業に対しては、コロナ禍においても製品・サービスの開発につながるよう、新しい生活様式に適した製品・サービスへの新規事業参入を促すとともに、オンラインによる技術相談等を強化するなどの支援が必要です。

ウ ハート分野の取組

(ア) 20年のあゆみ

県が本格的にユニバーサルデザインに取り組み始めた当初は、県民へユニバーサルデザインを普及するとともに、ハード・ソフト分野における取組を中心に推進してきました。しかし、それらの分野における取組を有効に活用するには人々の思いやりの心が必要であるという観点から、第3次計画（2010年度～2013年度）からはハート分野を加え、「心のUD（ユニバーサルデザイン）」にも取り組んでいくことにしました。「心のUD」とは、県民一人ひとりが、障害のある人や高齢者など多様な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりのある行動ができることです。

ユニバーサルデザインによる社会づくりを進めていくには、県民一人ひとりにユニバーサルデザインという言葉やその意味を正しく知ってもらうことが重要です。1999年に県が実施した調査では、ユニバーサルデザインについて、言葉だけ知っている人は26%、意味まで知っている人は5%で、ユニバーサルデザインの認知度は約3割にとどまりました。

そこで、ユニバーサルデザインの考え方を普及するため、シンポジウムの開催やホームページ・メールマガジンでの情報発信、子どもから大人まで幅広い世代の人たちにユニバーサルデザインのアイデアを考えてもらうコンクールや特性に応じた対応方法などを学ぶための講座の開催、行政への導入のためのガイドライン策定、業種別講座開催やアドバイザー派遣等による事業者への導入支援を行ってきました。

2000年度から開始した出前講座は小中学校を中心に実施しており、子どもの頃からユニバーサルデザインを身近に感じる機会となっています。2014年度からは、県内の大学生等の「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」が若者の視点からSNSを活用して情報発信を開始しています。

このようにユニバーサルデザインについて普及啓発に取り組んできた結果、2020年に県が実施した調査では、言葉だけ知っている人は25%、意味まで知っている人は34%で、ユニバーサルデザインの認知度は約6割まで上昇しました。

さらに2019年度からは、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、

困った人に声を掛けてサポートできる人を増やすため、「心のUDプラス実践講座」を開催しており、県民一人ひとりの実践促進に力を入れています。そのほか、外国語ボランティアバンクの登録者数が876人（2009年）から1,444人（2020年）に増加するなど、県民の間にユニバーサルデザインが浸透してきています。

(イ) 前計画の評価と課題 【ハート】誰もがお互いに思いやり共生する社会づくり

① 評価

前計画では、県民一人ひとりがユニバーサルデザインへの理解を深め、思いやりのある行動を「一人ひとりが実践できる人づくり」及び誰もが活躍できる共生社会を実現するための「すべての人の社会参加の促進」の観点から進めました。そのため、ユニバーサルデザインの理念の普及・実践の促進、人権尊重の意識の高揚、学校・企業等におけるユニバーサルデザインを取り入れた教育、障害のある人や高齢者その他多様な特性や考え方をもち人の社会参加などに取り組みました。

具体的には、小中学校を中心とした「ユニバーサルデザイン出前講座」の実施をはじめ、企業・団体等のユニバーサルデザイン取組事例に関する情報発信や、障害のある人への「声かけサポーター」の養成、援助が必要な人を見える化する「ヘルプマーク」の配布などを行いました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの都市ボランティア等を対象とした「心のUDプラス実践講座」を実施したほか、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者及びその家族等への誹謗中傷・差別に対し、被害防止に向けた啓発広報や相談体制の強化を行いました。

指標では、オリンピック・パラリンピックを契機とした共生社会実現に向けた機運の高まりのもと、「困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合」は上昇しました。「ユニバーサルデザイン出前講座」については、毎年度30回以上実施し、目標を達成しています。

指標			基準値 2016	目標 2021	現状値 2020	評価区分
成果指標	維持目標以外	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	25.5%	33.3%	33.0%	A
活動指標	維持目標	ユニバーサルデザイン出前講座実施回数	30回	毎年度 30回	30回	○

② 課題

高齢化の進行や障害のある人の社会参加、外国人県民の増加、性の多様性に対する人々の意識の変化といった様々な社会の変化に適応し、多様性を尊重した共生社会を実現するためには、ユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

そのため、広報や講座実施等を通じて、ユニバーサルデザインの理念の普及と、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のUD（ユニバーサルデザイン）」の促進を図っていく必要があります。

エ 総括

2018年度にスタートした第5次行動計画では、ハート・ソフト・ハードの3つの分野において、数値目標達成に向けて様々な取組を進めてきた結果、2020年度にコロナ禍の影響を受けたものもありましたが、全体的にはある程度順調な進捗が図られました。

しかし、本県が実施した調査では、「誰もが暮らしやすいまちづくりが進んでいると感じる県民の割合」は伸び悩んでいます。その原因としては、高齢者や障害のある人の社会参加の機会が増える等により、よりユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりへのニーズが高まったことなどが考えられます。

そのため、今後も着実にハード・ソフトの分野でユニバーサルデザインを推進していく必要があります。一方、社会全体でユニバーサルデザインを推進していくためには、誰もが社会の中で尊重され、自由に活動でき、快適に暮らせる社会が県民共通の認識となるよう、ハート分野の取組も重要となります。そこで、ハード・ソフトの分野を進める基礎となる思いやりの心と、ハード・ソフトの分野を補完する支え合いの行動を県民一人ひとりが実践できるよう、「心のUD」をより一層促進していく必要があります。

指標の評価区分の見方

○成果指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
A	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

<維持目標> ※毎年度目標達成

区分	判断基準
目標値以上	「現状値」が「目標値」以上のもの
B	「現状値」が「目標値」の85%以上100%未満のもの
C	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「現状値」が「基準値」以下のもの

○活動指標

<維持目標以外>

区分	判断基準
◎	「現状値」が「期待値」の推移の+30%超えのもの
○	「現状値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
●	「現状値」が「期待値」の推移の-30%未満のもの

<維持目標> ※毎年度目標達成

区分	判断基準
◎	「現状値」が「目標値」の115%以上のもの
○	「現状値」が「目標値」の85%以上115%未満のもの
●	「現状値」が「目標値」の85%未満のもの

「成果指標」 … 施策・取組の成果を、客観的データにより定量的に示す指標

「活動指標」 … 施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標

「基準値」 … 計画策定時(2016年度)の現状値

「目標値」 … 計画最終年度(2021年度)に達成すべき目標値

「現状値」 … 2020年度の実績値

「期待値」 … 計画最終年度(2021年度)に目標を達成するものとして、基準値から目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値

3 社会環境の変化

本県の総人口に占める65歳以上の高齢者は、2000年には17.7%で人口は約67万人でした。2019年10月1日現在では29.9%で人口は約108万人（そのうち75歳以上は15.4%で人口は約56万人）となっており、超高齢化が進んでいます。さらに、2025年には31.9%、2030年には33.3%と推移すると予測されています。

県内で障害のある人は、2020年度末で、身体障害のある人が約12万人で、近年は高い傾向にあります。知的障害のある人は約3万7,000人、精神障害で入院・通院した患者は6万人近くに上り、増加傾向にあります。

県内に暮らす外国人は、2020年度末には10万人近くおり、2008年をピークに一旦は減少しましたが、近年は再び増加傾向となっています。本県を来訪する外国人観光客についても、新型コロナウイルスの影響を受けた2020年より前までは増加しており、2019年の外国人宿泊者数は249万人で、5年前と比べて75万人増え、都道府県別では10番目の多さとなっています。

また、性的マイノリティの総称である「LGBT」という言葉が一般的に使われるようになり、性の多様性が社会の中で認知されるようになってきました。「男はこうあるべき、女はこうあるべき」、「異性を好きになるのが当たり前」といった意識や、そのような意識を前提とした制度の中で、学校や職場など様々な場面で生きづらさを感じ、偏見や差別を恐れて誰かに打ち明けたり相談することが難しい状況におかれている人もいます。2020年に株式会社電通が全国的に実施したインターネット調査では、自分がLGBTを含む性的マイノリティに該当すると回答した人は8.9%いました。

最近では、新型コロナウイルスの感染拡大による社会への影響が挙げられます。常時のマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、外出の自粛など、私たちの生活は大きく変化しました。外出自粛や人との接触が制限される中で、感染者や外国人等への誹謗中傷などに見られるように、社会の不寛容さが顕在化しました。

そのほか、大きな変化としては、デジタル化の進展が挙げられます。「令和3年版情報通信白書」によれば、国は、2000年のIT基本法の制定以降、e-Japan戦略を始めとする様々な国家戦略を掲げてデジタル化に取り組み、光ファイバ等ブロードバンド環境の整備は大きく進展しました。その間、スマートフォンが急速に普及し、世帯保有率は10年前の1割から9割へと大幅に増加した一方で、デジタル技術の利活用は十分進んでいるとは言えない状況でした。しかしながら、コロナ禍はデジタル技術の活

用を一気に加速させる要因となりました。同白書では、今後、民間企業及び公的分野における戦略的・一体的なデジタル化の推進と国民におけるデジタル化の促進が必要と結論づけた上で、デジタルデバイドの解消及びデジタルリテラシーの向上を課題の一つとして掲げています。

また、近年、2030年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsに社会的な関心が寄せられています。年金積立金管理運用独立行政法人が2020年に東証1部上場企業を対象に実施した調査では、SDGsの認知度はほぼ100%で、取組を始めている企業は6割超でした。SDGsの目標8は「すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する」であり、正に企業が目指す姿として、取り組みやすい面があると思われます。利益を上げるだけでなく、併せて社会課題を解決することで企業の価値が評価されるように変化してきたこと、特に企業本来の事業活動を通じて社会課題を解決するCSVという考え方が重視されるようになってきたことが背景にあると考えられます。

4 今後の課題

本県は、1999年度からユニバーサルデザインに取り組み、翌年度に最初の行動計画を策定して以降、切れ目なく取組を推進してきました。この20年余りの間に、県民の間のユニバーサルデザインの認知度は約6割まで上がったほか、法制度の整備によってユニバーサルデザインを推進する環境が整ってきており、特に、ハード・ソフトの分野においては社会全体でユニバーサルデザインの導入が進んでいます。

しかし、いまだに県民の約4割がユニバーサルデザインを知らないことに加え、高齢化の進行、障害のある人をはじめとする多様な特性をもつ人の社会参加の機会の増加、デジタル化の進展など、様々な社会環境の変化が生じています。県民一人ひとりの幸福度を高め、誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、それらの変化を踏まえた上で、誰もが物理的、社会的、心理的な障壁に阻まれることなく自由に活動できるよう、引き続きユニバーサルデザインを推進していく必要があります。

また、ユニバーサルデザインに関する施策を行うに当たって、社会は様々な人によって構成されており、ひとりとして同じ人間はいないことから、千差万別の多様なニーズがあることを認識しなければなりません。すべての人にとって満足度の高い社会を実現するためには、限られた施設やサービスなどの社会資源を適切に運用し、そこから得られる利益を誰もが享受できるようにしていくことが重要です。この課題を解決するためには、ハード分野での取組を重視し、社会全体で多様性を尊重する共生社会への意識の醸成を図るとともに、県民一人ひとりに思いやりの大切さを働きかけ、困っている人への声かけなど、日常生活における行動につながるよう、「心のUD」をより一層促進していく必要があります。ただし、人の心に働きかけて自発的な行動を促すことは容易なことではないため、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そのほか、ユニバーサルデザインを効果的に進めるため、社会的にSDGsの必要性が認識され、企業において積極的に取り入れる動きがあることを踏まえ、ユニバーサルデザインとSDGsの関連性に着目して取り組むことが重要だと考えられます。

1 これからの取組の視点

これまでの県の取組やユニバーサルデザインにおける法制度や社会状況の変化は前章のとおりであり、これらを踏まえ、この計画では、今後、重要となる次の3つの視点から取組を進めていきます。

(1) 心のUDの促進

誰もが暮らしやすい社会づくりのため、建物や設備、製品等のハード・ソフト分野では、ユニバーサルデザインを取り入れた整備が進められてきました。ハード・ソフト分野での取組が進んできたのは、法制度の整備だけでなく、社会全体で多様性への理解が進んだことが根底にあるからだと考えられます。

ハード・ソフト分野での取組は今後も進んでいくと思われませんが、一方で、このような整備には時間や経費がかかるものもあります。しかし、ユニバーサルデザイン化が不十分であっても、例えば、点字ブロックがないところでは目の見えない人の手を引いて誘導するなど、ちょっとした手助けで補っていくことができます。逆に、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備が進んでいても、例えば、多機能トイレをいつも健常者が使っていると本当に必要な人が使うことができません。このため、施設の整備とともに、みんなでお互いに配慮していくことが必要です。

このような点を踏まえ、この計画では、ハード・ソフト分野の取組を進める基礎となる思いやりの心と、ハード・ソフト分野の取組を補完する支え合いの行動、つまり、ハード分野の「心のUD」の促進を重視して取組を進めます。「心のUD」は、県民一人ひとりが、障害のある人や高齢者など多様な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりのある行動ができるということです。一人ひとりの心の領域に関わるものであることから、粘り強く自発的な行動変容を促す取組を進めていきます。

これまで配慮が必要な人としては、高齢者、障害のある人、妊娠している人、外国人などが考えられていました。しかし、近年では、LGBTのように性の意識を男性女性の区別だけで分けられなくなっています。同時に、国際的な交流がますます盛んになり、様々な文化や価値観を持つ人と接する機会が増えていくことが予想されます。

「心のUD」の促進については、このように多様性がより広がりを見せていることを

踏まえ、自分とは異なる立場や価値観を持つ他者の存在を知るところから普及啓発を進めていきます。相手を知ることによって徐々に相手の立場や価値観を理解し、理解や共感から生まれる思いやりの心を支え合いの行動につなげていきます。

(2) SDGsの観点を踏まえた推進

SDGsは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能なよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成された人権や経済・社会及び地球環境の課題解決に関する取組です。SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念としている普遍的なもので、「すべての人のためのデザイン」であるUDとは理念が重なり、具体的な取組においても共通するものがあると考えられます。

SDGsの取組は、ユニバーサルデザインよりも幅広いもので、ユニバーサルデザインを進めるだけで、SDGsの取組の全てをカバーすることはできません。しかし、例えば、ユニバーサルデザインを導入した施設整備は、SDGsのゴールの1つである「住み続けられるまちづくりを」につながります。また、障害のある人や多様な特性を持つ方の社会参加の促進は、SDGsのゴールのうちの「人や国の不平等をなくそう」につながるなど、ユニバーサルデザインの取組はSDGsの達成に貢献するものです。

近年、SDGsは、社会的に注目されており、特に行政や企業等において積極的に取り組まれていることから、ユニバーサルデザインの取組がSDGsにつながることへの理解が進めば、今後、ユニバーサルデザインへの関心も高まり、その取組を一層促進することが期待できます。

そのため、ユニバーサルデザインの理念の普及においては、SDGsの考え方や取組の共通点も併せて周知していくことで、ユニバーサルデザインへの関心を高めていきます。

(3) ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックのレガシー継承

2019年にラグビーワールドカップ2019が日本で開催され、県内では小笠山総合運動公園エコパスタジアム（袋井市）で試合が行われました。また、2021年には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、富士スピードウェイ（小山町）、伊

豆MTBコース（伊豆市）、伊豆ベロドローム（伊豆市）で自転車競技が行われたほか、海外競技団体のキャンプも行われました。

この時、国内外から多様な特性を持つ方が訪れました。そして、受け入れのために、競技会場周辺や観光施設への多言語表記の案内板導入等の環境整備のほか、選手、観光客等へのおもてなし力向上のため、観光関係者やボランティア等を対象に研修会などが行われたことにより、ユニバーサルデザインが県民により身近なものとなり、理解が進んできました。また、パラリンピックでは、様々な障害のある人が活躍する姿を目にする機会が増え、障害のある人への理解も深まりました。

このように、ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピックは、ユニバーサルデザインの普及に大きな役割を果たしました。

これらの大会は終わりましたが、本県は大会開催を契機としてスポーツ、文化、観光振興などによる地域づくりに取り組み、その成果を大会後にレガシーとして継承していくこととしています。

ユニバーサルデザインの面では、選手、観光客等を受け入れるため、ボランティア等を養成した経験を生かし、障害のある人をサポートする方法等を学ぶ講座の実施や、外国人とのコミュニケーションの手段として「やさしい日本語」の普及などを継続することで、相手を思いやる気持ちや相手の立場に立って行動をする「心のUD」を促進していきます。

2 施策体系

(1) 施策分類

ユニバーサルデザインの推進に当たっては、ユニバーサルデザインの理解及び実践のハート、製品やサービス等の提供のソフト、建物や設備等の整備のハードのそれぞれの分野で進めていく必要があります。このため、本計画では、重点施策であるハートをはじめとして、施策体系をハート・ソフト・ハード分野に分類し、推進内容を設定します。各分野の推進内容については、以下のとおりです。

【ハート・ソフト・ハード分野の推進内容】

分 野		推 進 内 容
ハート	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人、高齢者、外国人など多様な特性を持つ方への、県民一人ひとりの思いやりの心や支え合いの行動の促進 ・ 障害のある人、高齢者、外国人などの社会参加を促す仕組みの整備 ・ 学校、職場、地域等における多様性を尊重する共生社会への意識の醸成
	施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座等を通じたユニバーサルデザインへの理解や他者を思いやり行動ができる「心のUD」の促進 ・ 雇用・教育環境等の整備による社会参加の支援と、広報や啓発活動による多様な特性を持つ方への理解の促進
ソフト	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高いサービスや必要な情報が得られる環境づくり ・ 使いやすい製品の開発や改良による、誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供
	施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザインに配慮した製品・サービスに関する情報発信 ・ 誰もが安心、快適に楽しむことができる観光地域づくり ・ 利用しやすい行政サービス・情報の提供 ・ 全ての人に配慮した災害時の対応 ・ ユニバーサルデザインの製品の開発・利用の促進
ハード	対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物や公園等の施設整備による利便性の向上や、道路や公共交通機関等の整備による誰もが暮らしやすいまちづくり
	施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用しやすく配慮された建物、公園、住宅等の整備 ・ 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備

【施策体系】

1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

- (1) 一人ひとりが実践できる人づくり
 - ① 理念の普及
 - ② 心のUDの促進
- (2) すべての人が社会参加できる土壌づくり
 - ① 社会参加を促す仕組みの整備
 - ② 社会における理解の促進

2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

- (1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供
 - ① 生活の質を高めるサービス・情報の提供
 - ② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供
- (2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供
 - ① 利用者の立場に立った行政対応
 - ② すべての人に配慮した災害時の対応
- (3) 使いやすく魅力あるものづくり
 - ① 製品開発の促進
 - ② 製品の利用促進

3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすく配慮された施設等の整備
 - ① 快適に利用できる建物・公園等の整備
 - ② 暮らしやすい住宅の整備
- (2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備
 - ① 安全で快適に移動できる道路等の整備
 - ② 移動しやすい公共交通機関の整備

(2) 指標

ア 成果指標

ユニバーサルデザインを進めるためには、ハート・ソフト・ハードの各分野の取組が不可欠です。第2章に記載したとおり、ソフト・ハード分野は、法制度の面からユニバーサルデザインを促進する環境が進んできた一方で、ハート分野は、これからも浸透を図っていく必要があります。また、第3章に記載したとおりハート分野には、ソフト・ハード分野を補う役割もあり、今後、ハート分野の進捗は、ユニバーサルデザイン全体の進捗に大きく関わってくると考えられます。

このため、この計画では、計画全体の進捗を確認する指標として、ハート分野の指標である次の指標を設定します。

指標	《現状値》 2020年度	《目標値》 2025年度	出典
困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	33.0%	40.0%	県政世論調査

イ 活動指標

ハート・ソフト・ハード分野ごとに進捗を確認する指標を設定します。各分野ごとの指標は、第4章に記載のとおりです。

第4章 推進施策

1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり

【 指標 】

指 標	≪現状値≫ 2020 年度	≪目標値≫ 2025 年度	出典
ユニバーサルデザイン情報発信回数	81 回	毎年度 180 回	県民生活課調査
心のUDを促進する講座の実施回数	34 回	毎年度 40 回	県民生活課調査

(1) 一人ひとりが実践できる人づくり

人の能力や個性は様々で、誰一人として同じ人はいません。また、人は年齢や環境の変化の影響を受けるもので、同じ人であっても同じ状況が続くとは限らず、生活に支障が生じる場合があります。社会的にも、高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症等のリスクの高まりなど、環境は大きく変化していきます。

建物や設備、製品等のハード・ソフト分野では、ユニバーサルデザインを取り入れた整備が進められていますが、このような整備には時間や経費がかかるものもあります。そのため、私たちが日々生活している環境の全てをユニバーサルデザイン化していくことには限界があります。

また、建物や設備、製品等の汎用性が高まり多くの人にとって利用しやすいものが普及してきましたが、利用者一人ひとりの多様なニーズをすべて満たす機能を備えることは困難です。

一方で、ユニバーサルデザイン化が不十分であったり、ある人にとっては利用しづらい面があったりしても、お互いに助け合うことで補っていくことができます。

そこで、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるため、県民一人ひとりに働きかけてユニバーサルデザインの理念を普及することによって、お互いに多様性を尊重し、支え合う意識の醸成を図ります。

そして、県民一人ひとりが多様な人々の特性や考え方について理解した上で、相手

の立場に立って思いやり、知恵と工夫によって、ケースごとに柔軟に対応し、きめ細やかな行動ができる人づくりを進めます。

① 理念の普及

【施策の方向性】

ユニバーサルデザインは、障害のある人や高齢者などの特定の人だけに関わるものではありません。自らを含むすべての人に関わるものだということを知り、自分ごととして共感を持ち、他者への理解を深めることが重要です。

そのため、子どもから大人まで幅広く、県民一人ひとりに向けてユニバーサルデザインの理念や知識の普及を進めます。

また、ユニバーサルデザインの取組とSDGsには、理念や取組において共通する部分があることから、SDGsとの共通点を併せて周知することで、ユニバーサルデザインとSDGs両方への関心を高めていきます。

【主な取組】

- SNSやホームページなどを通じた、身近なユニバーサルデザインや先進的な取組等のユニバーサルデザイン関連情報の発信
- オリンピック・パラリンピックを契機に生まれた、障害のある人へ理解が深まった機運を活かし、企業や学校等においてユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ講座の実施

② 心のUDの促進

【施策の方向性】

お互いに支え合う社会を築いていくには、ユニバーサルデザインの理念の普及だけでなく、県民一人ひとりが相手の立場に立って思いやりのある行動によりハード・ソフト分野を補う「心のUD」の促進が重要になります。

促進にあたり、障害のある人や高齢者、外国人など、様々な人々の特性を知り、他者（相手）の視点をもつことで、自分とは異なる立場や価値観をもつ他者（相手）の立場を理解することにつながります。

また、お互いに支え合うということは、自分も相手も尊重することです。県民一人ひとりが自分を大切にすることで自分に誇りを持ち、相手も大切にすることで、

性別や障害等の有無に関係なく、多様性を受け入れることにつながると考えられます。

そのような理解や共感から生まれる思いやりの気持ちが行動につながるよう、「心のUD」の普及やそれを促進するための仕組みづくり、支える側も支えられる側も互いに声をかけやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

- 小中学校等における、障害のある人や高齢者、外国人等がどのようなことに困るかを理解し、サポートなどの意思表示や行動につながる講座の実施
- 障害のある人や高齢者、外国人等へのそれぞれの特性に応じた対応方法について、企業等が必要な対象を選択して学ぶ講座の実施
- 外見では障害があると分からない人が必要な援助を受けやすくするため、マークを見かけた人に思いやりのある行動を促す「ヘルプマーク」の普及
- 特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流や共同学習の実施
- 学校、地域社会、関係機関との連携による、人権に関する講演会や講座の開催、広報啓発活動の実施
- 学校や職場、SNS等における誹謗中傷の防止のための啓発

(2) すべての人が社会参加できる土壌づくり

誰もが生き生きと暮らせるよう、能力や特性を最大限に発揮して活躍できる社会を目指します。

そのため、障害の有無や性別などにかかわらず、すべての人が社会の中で自立した生活を営むことができるように、主体的に社会に参加できる仕組みを整備します。

また、コミュニケーションへの不安や差別や偏見へのおそれといった心理的な障壁によって社会参加が阻害されることのないよう、学校や企業等の組織、地域、家庭など社会全体において、多様性を尊重する共生社会への理解を促進し、すべての人が社会に参加しやすい環境をつくります。

① 社会参加を促す仕組みの整備

【施策の方向性】

障害の有無や性別などにかかわらず、社会参加を促し、自立した生活を送ることができるよう、多様な特性に応じた支援体制を整備します。

【主な取組】

- 子育て支援活動や生活文化・伝統芸能伝承を通じた世代間交流等による高齢者の社会参加の促進、シルバー人材センターや老人クラブ（シニアクラブ）の会員拡大
- 障害がある人の雇用促進のための相談、職業訓練、職場定着支援の実施
- 外国人県民への教育環境の整備や日本語能力の習得や就職の支援
- 女性活躍の理解促進や多様な働き方を選択できる職場づくりによる男女がともに能力を発揮できる就労環境の整備、多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の拡充
- 男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等の根絶の啓発やDV防止のためのセミナーなどの学習機会を提供、被害者に対する相談・保護・自立支援などの総合的な支援
- 性的指向及び性自認を理由に困難を抱えている人のための相談や交流会の実施、パートナーシップ制度の導入

② 社会における理解の促進

【施策の方向性】

多様な特性を持つ方が、社会の一員として能力を最大限に発揮できるよう、研修会や広報啓発活動を通じて、学校や職場、地域、家庭など社会の様々な場所における合理的配慮の提供や共生社会への理解の促進等に取り組みます。

【主な取組】

- 障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮の提供等に関する理解促進のための研修会などの開催支援
- 認知症への正しい知識の普及のための「認知症サポーター」の養成

- 安心して外出できる環境の実現のための「介護マーク」の普及促進
- 外国人県民と相互の文化や生活習慣を理解し合う多文化共生意識の定着に向けた広報啓発や出前教室の実施
- 男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、様々な分野に参画できるように、子どもや若者、男性に重点を置いた意識啓発や広報の実施
- 性の多様性に関する理解の促進のため、ホームページ等による情報提供や研修会等の実施

2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供

【指標】

指標	≪現状値≫ 2020年度	≪目標値≫ 2025年度	出典
工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	366件	毎年度 500件	商工振興課調べ
行政手続のオンライン化対応済割合	27.8%	80.0%	デジタル戦略課 調べ

(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供

誰もが日常の暮らしの中で不自由なく過ごし、生活の質を高めることができるよう、利用しやすいサービスや必要な情報を適切に受けられる環境づくりを進めます。

また、本県を訪れる人が快適に過ごせるよう、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが訪れたい観光地づくりを進めます。

① 生活の質を高めるサービス・情報の提供

【施策の方向性】

誰もが安全で安心な生活を送りながら、買物や食事などを楽しむことができる、質の高い生活ができるよう、多様なニーズに応じた顧客サービスや分かりやすい情報の提供を受けることができる環境づくりを進めます。

【主な取組】

- SNSやホームページなどを通じた、ユニバーサルデザインに配慮した製品やサービスに関する情報の発信
- 品名等を分かりやすく表示するための事業者への指導
- 外国人が、日本人と同様に医療や保健、福祉等のサービスを受けることのできる環境の整備

② 快適に観光を楽しめるサービス・情報の提供

【施策の方向性】

誰もが快適に観光を楽しむことができるよう、観光施設のユニバーサルデザインに関する情報や「やさしい日本語」及び多言語表記による情報の提供を受けることができる環境づくりを進めます。

また、旅行者の満足度を高めるため、観光関連事業者のおもてなし力を向上し、静岡ならではのおもてなしを提供できる地域づくりを進めます。

【主な取組】

- 障害や高齢等の制約の有無にかかわらず参加できる、ユニバーサルデザインに配慮した旅行を開催する事業者等への支援
- 県内観光施設等における、車いす使用者駐車場、多目的トイレ、段差の解消等の取組や対応情報の提供
- 外国人観光客の利便性向上のための、観光施設、休憩施設及び自然歩道への「やさしい日本語」及び多言語表記観光案内板の整備
- 旅館・ホテル等観光関連事業者を対象とした、国内外からの旅行者へのおもてなし力向上のための研修会等の実施

(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供

障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが利用しやすく満足度の高い行政サービスや情報の提供を受けられるよう、利便性を向上するとともに、必要な時に十分な情報を容易に取得できる環境づくりを進めます。

また、災害時においても、すべての人に配慮し、安全確保のための情報提供や避難所の運営体制の整備を進めます。

① 利用者の立場に立った行政対応

【施策の方向性】

利用者の立場に立って、行政サービスの利用手続の簡素化を図るとともに、在宅で申請が可能な電子申請、点字や音声、多言語による情報発信など、利用者の負担を軽減するほか、様々な人に配慮した利用しやすく満足度の高い行政サービス・情報の提

供を進めます。

特に、デジタル化の進展に伴い、デジタル技術の活用を進めて利便性の向上を図るとともに、デジタルデバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）の解消に向け、デジタル環境の整備やデジタル機器の利用に関する知識の習得等を支援します。

【主な取組】

- 電子申請システムや申請書類等のダウンロードサービスの運用等のデジタル化の推進
- 文字・色の使い方などデザインへの配慮や「やさしい日本語」及び多言語表記等による、誰にも分かりやすい情報の提供
- ホームページ等のデジタル情報を見やすく・分かりやすく発信するため、文字の拡大、色の変換等が容易にできるデジタル表示の利便性を活かしたウェブアクセシビリティの推進
- 音声や点字、電子ブック、手話通訳などによる、誰にも伝わる多様な手段による情報の発信
- 県内在住外国人が円滑な日常生活を送るための、ガイドラインに基づく日常生活にとって必要・有用な情報のポータルサイト等による発信
- 外国語（英語・中国語・ポルトガル語）による運転免許試験の実施
- 子育て中の人々の行事やイベントへの参加を可能とするための、おもちゃ・絵本などの託児セットの庁内及び市町への貸し出し、行事やイベントにおける託児サービスの実施
- 電話リレーサービスや110番アプリ、Eメール、ファクシミリを利用した110番通報手段の確保
- デジタルデバイド解消のため、地域における身近な相談役となるデジタルサポーターの育成

② すべての人に配慮した災害時の対応

【施策の方向性】

障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが災害時に的確に行動し、安全を確保できるようにするため、必要な防災情報を確実に提供します。

また、多様な避難者を受け入れるため、避難所の運営体制を整備します。

【主な取組】

- 災害時における要配慮者への適切な支援に関する知識の普及
- 避難行動要支援者の迅速な避難支援及び的確な安否確認を行うための、市町における個別避難計画の作成の促進
- 避難所において多様な避難者への対応を可能にするための、避難所運営訓練の促進、福祉避難所の整備・運営を行う市町への支援
- 「やさしい日本語」及び多言語による防災啓発パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災研修会の開催、外国語ボランティアの登録・育成
- 多言語に対応した「静岡県総合防災アプリ」の普及

(3) 使いやすく魅力あるものづくり

障害のある人や高齢者などの自立した日常生活や社会参加を促すため、利用者の多様なニーズに応じた製品や、誰にも利用しやすいユニバーサルデザインに配慮された製品の開発を支援するとともに、製品の普及を進めます。

① 製品開発の促進

【施策の方向性】

利用者のニーズを反映した製品開発や、ユニバーサルデザインによる付加価値の高い魅力ある製品づくり、企業のブランド力の強化を図るため、企業の製品開発を支援します。

【主な取組】

- 県工業技術研究所におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の研究開発や講習会等の実施、県内企業への技術指導

- 中小企業における戦略的なデザインの活用を促進するための、使用者の視点に立った優れた「製品」「仕組み」「取組」の顕彰

② 製品の利用促進

【施策の方向性】

利用者の多様なニーズに応じた製品やユニバーサルデザインに配慮された製品に関する情報提供を行うことにより、それらの製品の利用を促進します。

【主な取組】

- ユニバーサルデザインの製品、先進的な取組等のインターネットやSNSによる情報の発信
- 社会や環境への影響を考慮してより良いモノを選ぶ消費者の育成
- 県の物品調達におけるユニバーサルデザインに配慮した製品の選定

3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり

【指標】

指標	≪現状値≫	≪目標値≫	出典
	2020年度	2025年度	
集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数※	312件	累計 360件	都市計画課調査
県内乗合バスのバリアフリー車両導入の割合	81.4%	84.0%	都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況 (国土交通省)

※都市機能の誘導（公共施設の再編や再開発等）により居住の集約等を進める都市のコンパクト化と公共交通網の再構築等により、誰もが暮らしやすいコンパクトなまちづくりを推進する取組。

(1) 利用しやすく配慮された施設等の整備

日常生活や社会参加の基盤となる場所が不便だと、生活の質が低下するとともに、活動の意欲も低下するおそれがあります。誰もが利用しやすい施設になるよう、利用者のニーズを反映するなど利用者の視点を踏まえ、より快適で生活しやすい建物、公園、住宅等の整備を進め、すべての人の自由な活動を促進します。

① 快適に利用できる建物・公園等の整備

【施策の方向性】

誰もが暮らしやすい環境づくりを進めるため、県有施設だけではなく、市町、民間施設へユニバーサルデザインの導入やユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを促進し、快適に利用できる建物・公園等の整備を進めます。

【主な取組】

- 市町や民間事業者へのユニバーサルデザインを活かした建築設計のガイドラインの普及
- 県有施設でのエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の整備

- 市街地再開発事業により整備される施設や建築物へエレベーターの設置、段差の解消、多機能トイレの設置、分かりやすい案内誘導表示等の促進のための施工者への助言・啓発
- 居住や都市機能を誘導・集約し公共交通機関等で結ぶ、誰もが暮らしやすい集約連携型のまちづくりの推進
- 公園での段差の解消やスロープの設置等のバリアフリー整備の促進支援のための市町への支援
- 河川の高水敷（洪水時に水に浸かる部分）や海岸の空間を利用した遊歩道、港湾の緑地や人工海浜等の交流空間等での歩きやすい歩道、スロープ等の整備の促進

② 暮らしやすい住宅の整備

【施策の方向性】

ユニバーサルデザインを取り入れた県営住宅等の準備を進めるとともに、多様な生活様式に対応し、安全で快適にすることで誰もが暮らしやすい住宅の普及や情報の提供をします。

【主な取組】

- 高齢者が安心して安全に暮らすことができる住宅建築等の研修会の実施
- 県営住宅におけるエレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置等の整備
- サービス付き高齢者向け住宅の登録の推進
- 高齢者や障害のある人、子育て世帯等が安心して安全に、快適に暮らすことができる住宅関連情報の提供

（２）円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備

誰もが自由で快適に生活するためには、施設などが整備されているだけでなく、生活空間全体が円滑に移動できる環境であることも重要です。誰もが安全で快適に移動できるよう、道路や歩行空間、公共交通機関等の整備を地域住民等との協議を取り入れながら進めます。

また、案内の統一性や連続性などに配慮した利用者に分かりやすい案内標識の整備を進めます。

① 安全で快適に移動できる道路等の整備

【施策の方向性】

誰もが道路や歩行空間を安全で快適に移動できるよう、段差のない歩行空間や分かりやすい案内標識等の整備を進めます。

【主な取組】

- 地域住民等のニーズを踏まえた使いやすく満足度の高い道路の整備、車椅子利用者等の道路利用状況を踏まえた歩道の整備、歩行者と自転車の通行空間の分離、無電柱化の推進
- バリアフリーに配慮した信号機の整備、信号灯器のLED化、標識・標示の高輝度化、エスコートゾーン整備の推進

② 移動しやすい公共交通機関の整備

【施策の方向性】

誰もが円滑に移動できるよう、市町や公共交通事業者と連携し、地域の生活交通を確保するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した鉄道駅等旅客施設の整備やバリアフリーバス等利用しやすい旅客車両の導入を促進し、移動しやすい公共交通機関の整備を進めます。

また、公共交通機関の再構築による一体的な整備を目指します。

【主な取組】

- 民間事業者や市町への支援によるバス路線の維持・確保、ノンステップバスやワンステップバス等の導入を促進、デマンド交通や乗合タクシーなど新たな生活交通の導入支援
- 鉄道事業者等が行うエレベーターや多機能トイレの設置等、鉄道駅のユニバーサルデザイン施設整備に対し助成する市町への支援
- 空港や港湾の整備、改修において、スロープ整備等による段差の解消や、分かりやすい案内誘導表示等のユニバーサルデザイン導入の促進

第5章 計画の推進

1 推進体制

県は、「静岡県ユニバーサルデザイン推進本部」を中心に、全庁をあげて本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

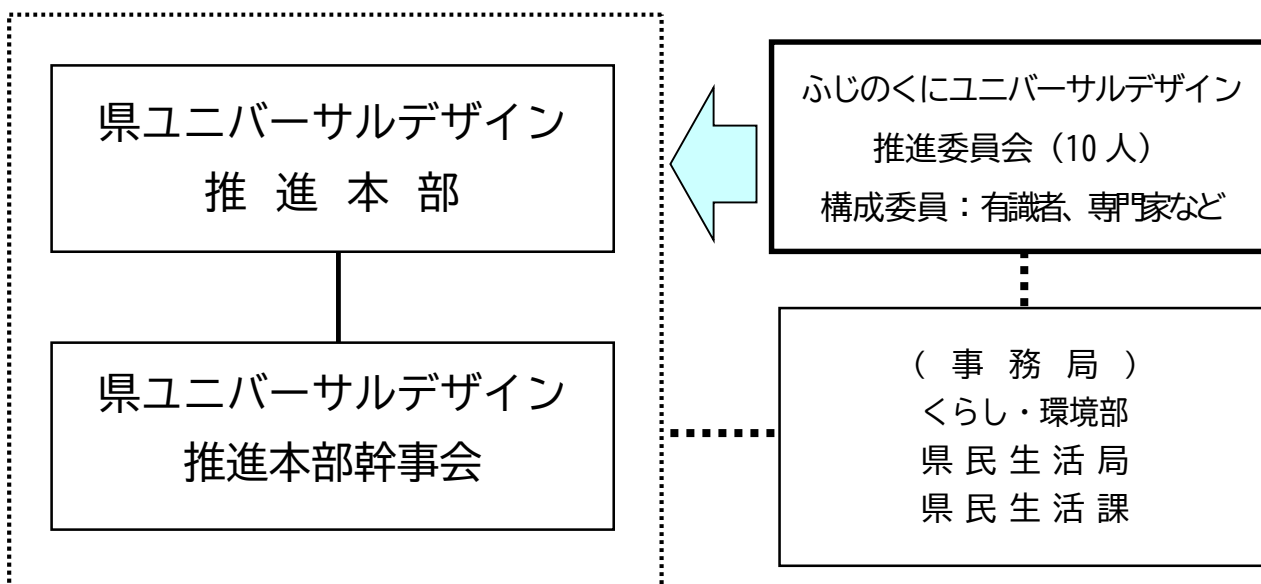
ユニバーサルデザインの推進には、市町、事業者、県民、NPO等の理解とその主体的な取組が不可欠であることから、ユニバーサルデザインの普及活動や情報提供等、取組に対する幅広い支援を行います。

また、全国的なユニバーサルデザインの動向等にも注意を払い、国や先進地、各種推進団体等と連携をとりながら、ユニバーサルデザインの継続的な推進を図ります。

2 進行管理など

静岡県ユニバーサルデザイン推進本部において、毎年度、施策の実施状況を把握し、指標の進捗状況を評価することで、その着実な推進を図るとともに、必要に応じて計画の修正と指標の進捗状況の公表を行います。

【ユニバーサルデザインの推進体制】



第6章 参考資料

1 指標一覧

第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画における指標一覧

	指標別	指標	指標の説明 (出典、調査機関等)	現状値 2020年度	目標値 2025年度	担当部局	担当課	
	全体	成果	困っている人を見かけた際に声をかけた事がある県民の割合	困っている人を見かけた際に声をかけたことがあると回答した人の割合 (県政世論調査)	33.0%	40.0%	くらし・環境部	県民生活課
1	ハート	活動	ユニバーサルデザイン情報発信回数	県内の大学生等に委嘱している「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」によるユニバーサルデザインに関する記事の公式フェイスブック等への投稿数 (県民生活課調査)	81回	毎年度 180回	くらし・環境部	県民生活課
		活動	心のUDを促進する講座の実施回数	ユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ小・中学校、高等学校等への講座及び誹謗中傷・差別の防止や、障害のある人や高齢者のサポートなど様々な事例に対応するための実践的な講座の実施回数 (県民生活課調査)	34回	毎年度 40回	くらし・環境部	県民生活課
2	ソフト	活動	工業技術研究所によるユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数	工業技術研究所における、ユニバーサルデザインに関する研究開発技術指導及び相談の件数 (研究開発課調査)	366件	毎年度 500件	経済産業部	商工振興課
		活動	行政手続のオンライン化対応割合	県が所管する行政手続（年間処理件数が100件を超えるもの）のうち、オンライン化が完了した手続の割合 (県デジタル戦略課調査)	27.8%	80.0%	知事直轄組織	デジタル戦略課
3	ハード	活動	県内乗合バスのバリアフリー車両導入の割合	県内乗合バスにおけるバリアフリー車両の導入割合 (国土交通省：調査都道府県別移動円滑化基準適合車両導入状況)	81.4%	84.0%	交通基盤部	地域交通課
		活動	集約連携型都市構造の実現に向けた取組件数	集約連携型都市構造の実現に向け、県・市町や鉄道事業者などが取り組む「コンパクトなまちづくり」や「地域公共交通ネットワークの再構築」を推進するための取組（事業）件数（県都市計画課調査）	312件	累計 360件	交通基盤部	都市計画課

2 計画に掲げる施策とSDGsの関係

持続可能な社会の実現を目指し、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される17の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。

SDGsの17の目標

- ① あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ② 飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④ すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ ジェンダー（社会的・心理的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
- ⑥ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦ すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧ 包摂的かつ持続可能な経済成長、すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい雇用）を促進する
- ⑨ レジリエント（強靱）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、イノベーションの拡大を図る
- ⑩ 国内と国家間の不平等を是正する
- ⑪ 包摂的、安全、レジリエント（強靱）で持続可能な都市と人間居住を実現する
- ⑫ 持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
- ⑮ 陸上生態系の保護・回復・持続的な利用、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失の阻止を促進する
- ⑯ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
- ⑰ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画に掲げる施策に基づく取組の推進が、SDGsの目標の達成につながります。

施策体系	SDGsの17の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和・公正	パートナーシップ
1 <ハート>誰もが思いやりをもった共生社会づくり																	
(1) 一人ひとりが実践できる人づくり																	
	① 理念の普及			●	●			●	●	●	●					●	●
	② 心のUDの促進			●						●							
(2) すべての人が社会参加できる土壌づくり																	
	① 社会参加を促す仕組みの整備			●	●			●		●							●
	② 社会における理解の促進			●	●												●
2 <ソフト>誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供																	
(1) 暮らしを豊かにするサービス・情報の提供																	
	① 生活のユニバーサルデザイン									●							●
	② 観光のユニバーサルデザイン									●	●						●
(2) 利用しやすい行政サービス・情報の提供																	
	① 利用者の立場に立った行政対応																●
	② すべての人に配慮した災害時の対応			●													●
(3) 使いやすく魅力あるものづくり																	
	① 製品開発の促進								●								
	② 製品利用の促進			●					●								
3 <ハード>誰もが暮らしやすいまちづくり																	
(1) 利用しやすく配慮された施設等の整備																	
	① 建物・公園等のユニバーサルデザイン										●						●
	② 住宅のユニバーサルデザイン										●						
(2) 円滑に移動できる道路や公共交通機関の整備																	
	① 道路等のユニバーサルデザイン										●						
	② 公共交通機関等のユニバーサルデザイン										●						●

3 取組・成果事例

(1) ハート分野の取組

県民一人ひとりがユニバーサルデザインを正しく理解し、様々な場面で主体的に取り組んでいくことで、ユニバーサルデザインによる誰もが暮らしやすい社会づくりが進展します。

県では、ユニバーサルデザインの普及・啓発用のパンフレットの作成・配布をはじめ、小・中学校、企業・団体等での出前講座の開催など、幅広い層への普及に取り組んでいます。

① 実践できる人づくり

○ ユニバーサルデザイン出前講座

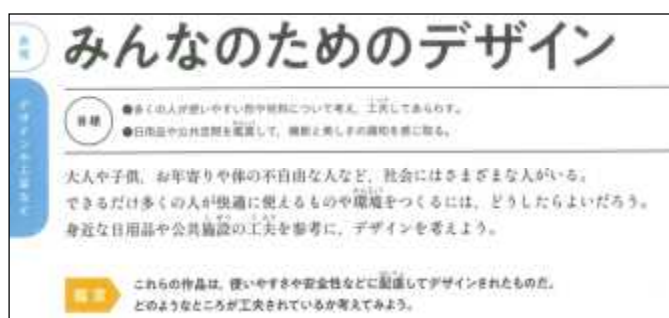
お互いの個性や違いを理解し、様々な人の多様性に気づく心を醸成するため、子ども（小・中学校中心）を対象に、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図る出前講座を実施しています。



ユニバーサルデザイン出前講座の様子

○ 授業における取組

ユニバーサルデザインが社会の中に浸透してきたことにより、国語や社会・公民、図画工作・美術、保健体育、技術・家庭、英語、工業など、多くの授業でユニバーサルデザインが取り上げられています。



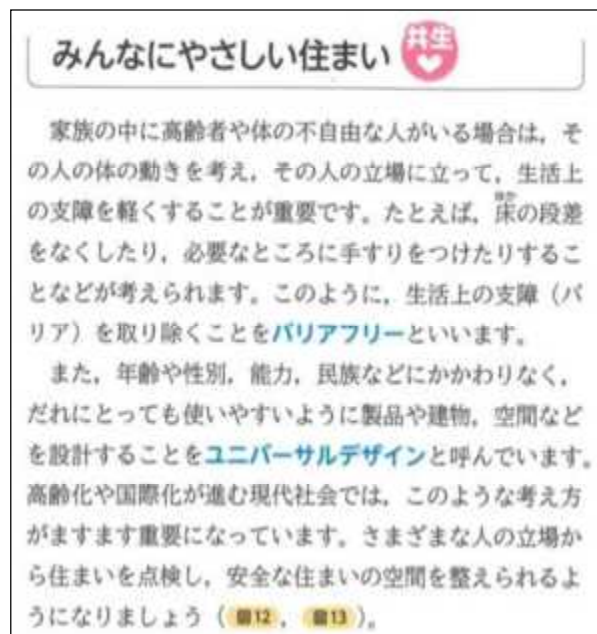
ユニバーサルデザインが取り上げられた教科書

上：光村図書

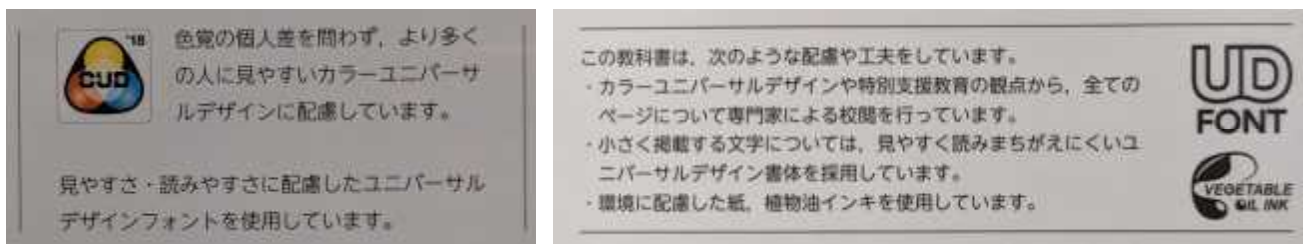
美術2・3

右：教育図書株式会社

New 技術・家庭 家庭分野 くらしを創造する



また、多くの教科書が、「色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザイン」や「見やすさ・読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォント」を使用して作られています。



教科書におけるユニバーサルデザインの使用

左：教育出版株式会社 小学社会6 右：光村図書 美術2・3

○ 街のユニバーサルデザイン～みんなにやさしい街づくり～

駅前、街、乗物、公園のユニバーサルデザインの事例を分かりやすく紹介するため、2004年4月に作成した事例集「道路（みち）もユニバーサルデザイン～みんなにやさしい道づくり～」を、新しいデータや事例を盛り込んで「街（まち）のユニバーサルデザイン～みんなにやさしい街づくり～」として2014年度に改訂しました。



みんなにやさしい街づくり改訂版

○ 学ぼう！心のユニバーサルデザイン

車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者などがどのようなことに困るのか、困った人がいた場合どのようにすればよいのかなどを提示した「学ぼう！心のユニバーサルデザイン」を2017年度に作成しました。



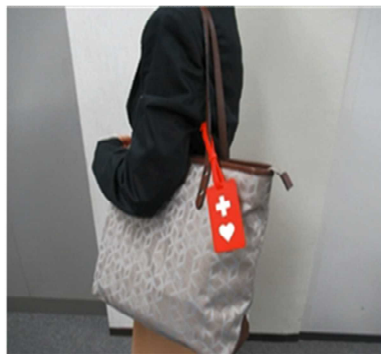
学ぼう！心のユニバーサルデザイン

○ ヘルプマーク

県は、2018年度から各市町や保健所などで「ヘルプマーク」を配布しています。このマークは、東京都が考案し、全国的な普及を目指しているものです。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分からない人がマークを身につけ、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにします。



ヘルプマーク



<参考：いわゆる「逆ヘルプマーク」>

援助する側が身に付け、「援助や配慮が必要なときは声をかけて」という気持ちを示すマークを広める活動をしているグループもあります。



静岡市の小学生による「逆ヘルプマーク」のアイデア

2017年に、清水有度第二小6年(当時)の4人グループが、授業の中で、障害のある人や困っている人たちに「協力が必要なときは声をかけて」という気持ちを示すためのマークとして、ヘルプマークの赤色を緑色に変えたデザインを考え、発表しました。

こまたすマーク

制作者：こまたす推進プロジェクト（浜松市民有志のグループ）

身に付けることで、困っている人を助ける意思を示すマーク。困っている人が「助けて」と言いやすくなります。お互い様だという思いやりを分かち合う社会になってほしいという思いを込めて制作されました。静岡文化芸術大のデザインサークルが協力。

2019年11月から配布開始。



こまってきたらたすけるに

心のバリアフリーステッカー

制作者：バリアフリーてけてけ隊（島田市障がい者福祉連絡会）

店舗などに掲示することで、障害のある人や高齢者、妊娠している人などが気軽にスタッフに声を掛け、サポートを求められるようになるもの。お互いを認め合い支え合いながら、誰もが安全・安心に笑顔で暮らせる地域となることを願って制作されました。

2014年12月から配布開始。



② 社会参加の促進

高齢者、障害のある人、外国人などすべての人が社会の中でいきいきと暮らし、自立した生活を送れるよう、働くための環境整備や社会活動への参加促進など、共生の社会づくりを進めています。

○ 障害のある人の多様な社会参加の促進

手話通訳者等の派遣事業や静岡県障害者芸術祭、静岡県障害者スポーツ大会の開催等を通じて障害のある人の多様な社会参加を促進しています。



静岡県障害者スポーツ大会



静岡県障害者芸術祭

○ ユニバーサル園芸の推進

市民農園の開設方法や運営方法の周知を図る講座を開催して、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが農作業などの園芸活動ができる市民農園の開設を推進しています。



市民農園



市民農園開設講座

○ 外国人児童生徒への教育支援など

小・中学校、特別支援学校への外国人児童生徒相談員、高等学校への日本語コーディネーターやキャリアコンサルティング技能士の派遣などにより、外国人児童生徒への進路相談や適応指導、学習支援を行い、全ての子どもが適切な教育を受けられる環境を整備しています。

また、国際交流員等が県内の小学校・中学校・高等学校等を訪問し、外国の文化や暮らしを紹介する出前教室を行っています。



国際交流員による出前教室

○ ゆずりあい駐車場制度

障害のある人や妊産婦等で歩行が困難な人が安心して駐車場を利用できるよう、「ゆずりあい駐車場制度」を推進しています。



ゆずりあい駐車場利用証



ゆずりあい駐車場

○ 男女が共に力を発揮する社会の実現

静岡県男女共同参画ポータルサイト「あざれあナビ」による情報の収集・発信などの広報や、社会進出を目指す女性を支援する講座の開催など、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、男女が様々な分野に参画するための支援を実施しています。

また、「男女共同参画の視点からの防災手引書」を作成して男女共同参画による地域防災力の向上を促進しています。



あざれあナビのホームページ



「男女共同参画の視点からの防災手引書」
及びダイジェスト版

(2) ソフト分野の取組

① ものづくり

県では、工業技術研究所による企業の研究開発支援のほか、ふじのくに UD 特派員の取材による先進事例の紹介、「グッドデザインしずおか」による優れた製品等の顕彰、また、静岡文化芸術大学等との連携などにより、企業における製品開発や製品利用の促進を図っています。

○ 民間との共同研究による製品開発

ものづくりを行う県内企業の技術開発や課題解決を支援する静岡県工業技術研究所では、人間中心設計に基づくユニバーサルデザイン・福祉機器の開発などを行っています。

製品開発事例

○ 介護動作の教育支援システム開発

民間企業と共同開発した小型・ワイヤレス筋電センサを活用して、介護職を目指す学生等が介護動作による腰への負担を分かりやすく学べる教育支援システムを開発しています。

○ 医療機器の改良・開発

医療機器製造業や医療機器への参入を目指す県内企業と共同で、看護師等へのインタビューや使いやすさ評価試験による既存製品の改良や、医療現場のニーズに基づく手術患者の姿勢保持具の開発等に取り組んでいます。



筋電センサを用いた実験の様子

県内の中小企業等が企画段階から流通段階までの間に、戦略的にデザインを活用したものごとを選定・顕彰する「グッドデザインしずおか」選定事業を行い、審査基準に使用者の視点に立ったものごとづくり（ユニバーサルデザイン）を設けています。



GOOD DESIGN SHIZUOKA
グッドデザインしずおかロゴマーク



2021年 ユニバーサルデザイン賞
「免許返納応援！思いやりプロジェクト」

○ 暮らしの中へのユニバーサルデザイン製品の浸透

私達の身の回りを見ると、ユニバーサルデザインに配慮した製品が数多く見受けられるようになっていきます。

- ・洗濯物が出し入れしやすい斜めドラム式洗濯機
- ・ボタンが大きく使いやすいリモコン
- ・小さな力で綴じられるホチキスなどの文房具
- ・住宅の廊下と部屋との段差解消、階段への手すりの設置
- ・滑りにくく、入口に段差のない浴室
- ・車いす使用者や育児中の人などが使いやすい多機能トイレ
- ・洗髪中でもリンスと区別できる側面に突起のあるシャンプー容器
- ・開けやすい食品パッケージ
- ・チャイルドロックがかかる家電製品 など

② 行政情報やサービス

県では、誰もが必要な情報を入手できるよう広報紙、テレビ・ラジオ、インターネット等様々な媒体において、分かりやすい表現、大きな文字、絵やイラストの使用、文字放送や手話通訳の活用など、ユニバーサルデザインによる行政情報の提供を行っているほか、各種申請手続の電子化など、行政手続の利便性向上の取組を推進しています。

また、災害時に、正確な情報を迅速に伝えるために、エリアメールを利用した防災情報の一斉配信を行っているほか、全国統一デザインを用いた避難標識の設置を促進する等、ユニバーサルデザインの考え方による防災情報の提供を推進しています。

○ 様々な人に配慮した印刷物など

印刷物の作成に当たっては、外国人に配慮した外国語版の作成や点字版の作成を進めています。

また、県民だよりを点字やデージーCD、電子ブック版でも提供するなど、多様なニーズに対応したサービスを提供しています。



点字県民だより



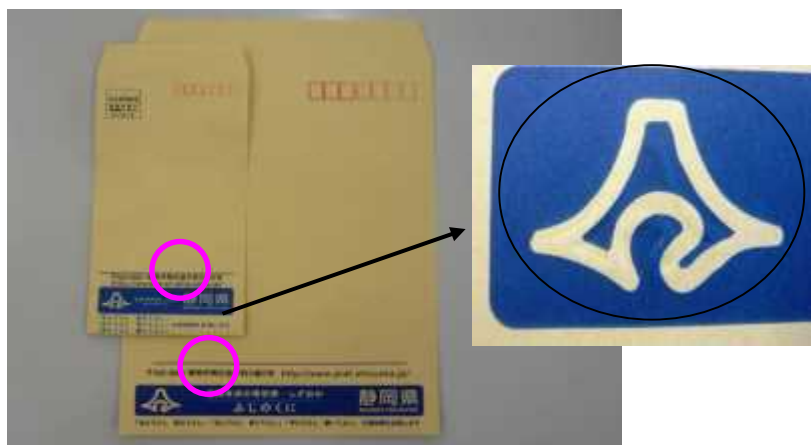
こえの県民だより
(デージー、カセットテープ)

また、色の見え方の個人差に配慮した情報提供の具体的な注意点をまとめた「視覚情報のユニバーサルデザインのための指針」を策定しました。



視覚情報のユニバーサルデザインのための指針

視覚に障害のある人からの提案を受けて、県からの郵便物であることが触って分かるように、公用封筒の左下の県章部分を浮き出し加工しています。



県の公用封筒

○ インターネットを活用した行政サービスなど

電子申請や県有施設予約システムなど、在宅で行政サービスを利用できる環境の整備や、視覚に障害のある人などに配慮したホームページの作成をしています。

○ 全国統一デザインを用いた避難標識の普及

津波避難に関わる統一標識の整備に関し、多言語表記による標識のサイン例を市町に示し、地域住民はもとより、外国人や土地勘のない観光客等にも分かりやすい誘導標識の整備を進めています。



統一標識のサイン例

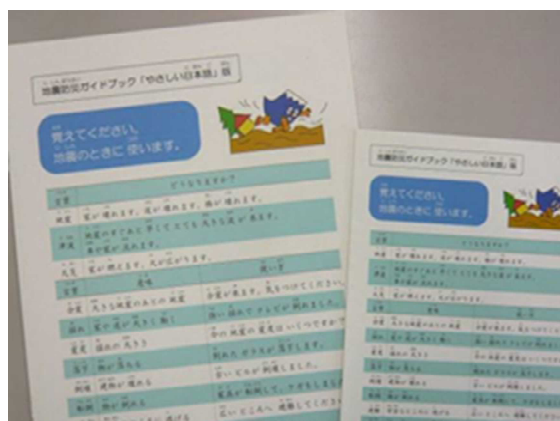
○ 外国人への防災情報の提供

「地震防災ガイドブック」や「避難生活ガイドブック」の多言語版・「やさしい日本語（※）」版、「静岡県総合防災アプリ」の多言語版などを活用し、地震防災等の対策や災害発生時の避難方法・避難生活のルールなどの防災知識の普及を促進しています。

※難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語



地震防災ガイドブック（多言語版）



地震防災ガイドブック（やさしい日本語版）



避難生活ガイドブック
（やさしい日本語版・多言語版）



静岡県総合防災アプリ（多言語版）

③ 観光・商業のユニバーサルデザイン

県では、誰もが安心して快適に旅行が楽しめるよう、観光施設や自然歩道等のユニバーサルデザインによる整備や、多言語による観光案内看板の主要観光地への設置を進めています。

また、外国人観光客の多様な食文化に関する講習会や宗教上の食事戒律への対応を学ぶ調理実習会を開催するなど、誰もが安心できる確かなサービスの普及を進めています。

○ 富士登山道の案内標識の統一

国、山梨県、地元市町と協力して富士登山道の案内標識の統一を図っています。

また、富士登山者向けのマナーガイドブックや、富士山の自然環境保全を案内するホームページを「やさしい日本語」及び多言語で提供しています。



富士登山道の案内表示



富士登山者向けマナーガイドブック

○ 多言語表記による観光案内板

県内主要観光地では、日本語に加え、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語で表記した多言語観光案内看板の整備を引き続き進め、外国人観光客にも分かりやすい観光案内に取り組んでいきます。



多言語表記観光案内看板

設置箇所：道の駅伊豆月ヶ瀬



多言語表記観光案内看板

設置箇所：韮山反射炉駐車場

(3) ハード分野の取組

県では、道路や公共建築物など社会資本へのユニバーサルデザインの導入を積極的に進めています。「ユニバーサルデザインを活かした建築設計」を策定し、県有施設への導入をはじめ、市町有施設や民間施設への普及を図るとともに、快適な歩行空間の整備や公共交通機関への導入を促進しています。

その結果、富士山静岡空港、静岡社会健康医学大学院大学などユニバーサルデザインを導入した県有施設、段差の解消やすれ違い幅を広く確保した歩きやすい歩道、分かり

やすい道路標識等の整備が進むとともに、鉄道駅へのエレベーター等の設置や超低床ノンステップバスの導入、バリアフリー対応の信号機等の整備なども着実に進んでいます。

○ 県有施設等への導入

富士山静岡空港、静岡社会健康医学大学院大学などの施設では、多機能トイレや点字誘導ブロックの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しています。



静岡社会健康医学大学院大学
多機能トイレ



富士山静岡空港
点字ブロックと分かりやすいサイン計画

静岡県愛鷹広域公園野球場（あしたか球場）では、車いす利用者など、様々な人が施設を使いやすいよう、エレベーターの整備など、ユニバーサルデザインを積極的に導入しています。



あしたか球場
エレベーターの整備

○ 歩きやすい歩道整備

県道三島停車場線では、子ども連れの人、高齢者、車いす利用者など、様々な人のニーズに対応した歩きやすい歩道整備を行っています。電線類を地中化し広い歩行空間を整備するとともに、歩道の傾斜を緩やかにし、誰もが利用しやすい構造としました。

県道井川湖御幸線の御幸町交差点と御幸町南交差点の横断歩道には、歩道の点字誘導ブロックから連続するエスコートゾーンを設けて、視覚障害のある人も安心して横断できるよう配慮しています。



県道三島停車場線



御幸町交差点エスコートゾーン

○ 県内主要駅のユニバーサルデザイン化

鉄道駅、バスターミナル等の旅客施設については、誰もが利用しやすいようスロープ等の設置による駅構内の段差の解消、エレベーターやエスカレーター、多機能トイレの設置などの整備が進められています。

県内主要駅（1日あたりの乗降客数3,000人以上）の整備率は、令和3年7月末現在で、61駅のうち55駅で90.2%となっています。



鉄道駅のエレベーター

○ 超低床ノンステップバスの導入

乗降口の段差をなくし、車いす使用者や高齢者の乗り降りを楽しにする超低床ノンステップバスの導入が進められています。県内の超低床ノンステップバス導入割合は、令和元年度末現在で 64.9%です。



超低床ノンステップバス

○ 県立学校整備における取組

県立学校施設にもユニバーサルデザインが取り入れられています。2021年には、再編整備により廃校となった高校の校舎をユニバーサルデザインに配慮した施設に改修し、浜松みをつくし特別支援学校として開校しました。



多目的トイレの整備



高低差のある建物間にスロープを設置



エレベーターの設置

4 ラグビーワールドカップ及びオリンピック・パラリンピック開催地の取組

(1) ハート分野の取組

○ 「心のUD実践講座」の実施

ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、観光関連事業者や都市ボランティア向けに障害のある方や高齢者、外国人などの多様な方への接し方について、障害当事者等の体験談をまじえた講義や車椅子利用者や視覚障害者のサポート方法を学ぶ実技講座を実施しました。

今後は、県内の企業や団体を対象に、多様な特性をもつ方への配慮や対応方法及び車いすや高齢者の疑似体験演習を取入れた講座の実施を通して心のUDの実践を促進していきます。



○ オリンピック・パラリンピック教育推進

オリンピック・パラリンピック出場選手による講演会や交流会、パラスポーツの体験教室を通して、障害のある方や国際・異文化への理解を育む機会となりました。

また、障害のある児童生徒がスポーツに取り組むきっかけとなり、スポーツを通じた社会参加による、共生社会の推進にもつながりました。

取組を継続することにより、障害のある方や国際・異文化への理解、共生社会の推進につなげていきます。



(2) ソフト分野の取組

○ 「おもてなしのための「やさしい日本語」研修会」

おもてなしのための「やさしい日本語」の活用を推進するため、競技会場のある東部地域の観光関係者等を対象に、『おもてなしのための「やさしい日本語」研修会』を開催し、「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションの有効性や活用の仕方について普及を図りました。

今後は、対象地域を県内に拡大した『おもてなしのための「やさしい日本語」研修会』を引き続き開催することで、普及活用に取り組んでいきます。



○ 多様な食文化に対応した食の提供

オリンピック・パラリンピックを契機として、多様な食文化を持つ外国人旅行者等に対応した食事環境の整備の支援を進めてきました。

主な取組としては、外国語メニューの導入やピクトグラムによるアレルギー表示の支援、多様な食文化に対応した飲食店や食品事業者を支援するWEBサイト「ハラル・ポータル」の活用による情報発信を進めてきました。

引き続き食事環境の整備を支援することで、飲食店における国際化対応に取り組んでいきます。



(3) ハード分野の取組

○ 道路標識など公共サインの改善

目的地への円滑な誘導や沿道空間の魅力向上を図るため、「地域別公共サイン整備行動計画」に基づき、オリンピック・パラリンピックの誘導ルートなどの主要路線で優先的に取り組んできた、英語表記の改善や多言語化への対応、ピクトグラムの活用を徹底することで、初めて訪れる人や外国人観光客にも分かりやすい道路案内標識等の整備を行っていきます。



英語表記及び
ピクトグラムの追加



改善前

多言語化への対応
改善後

○ オリンピック・パラリンピック開催地域周辺における整備

御殿場線岩波駅における、障害者対応型のエレベーター及び多機能トイレの整備支援や御殿場駅周辺地区において歩道の整備を行いました。

今後も、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間整備を行っていきます。

ユニバーサルデザイン
資料No.



Shizuoka Prefecture

2022年3月

静岡県くらし・環境部 県民生活課 協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3153

FAX番号 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp

<http://www.pref.shizuoka.jp/ud/>